

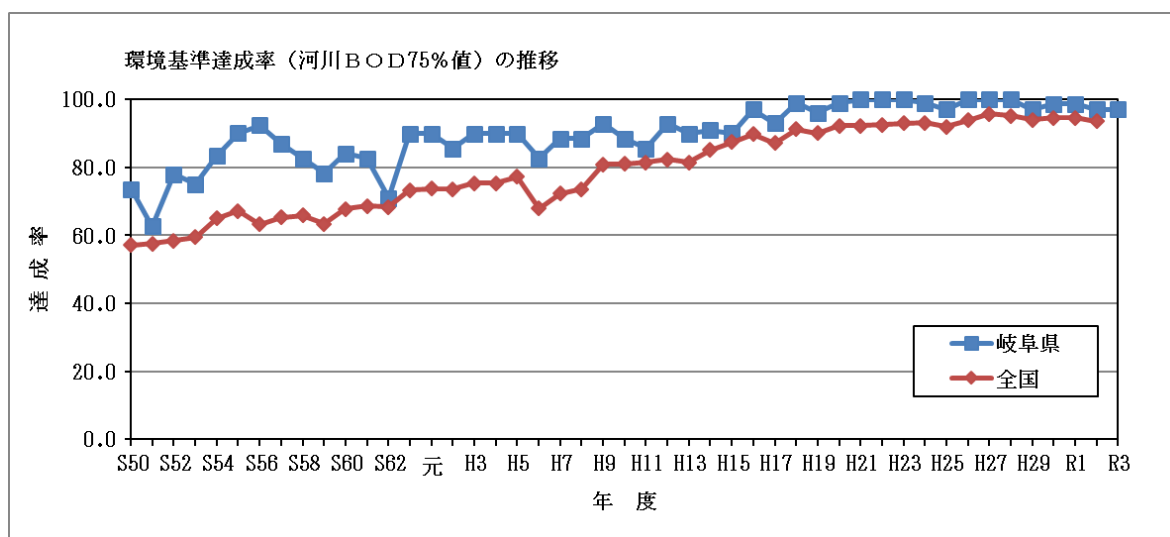
水質の環境基準達成状況概要（令和3年度）

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、県は昭和46年度から県内公共用水域における水質汚濁の状況を常時監視しています。令和3年度は、環境基準の水域類型をしている7本川44支川を中心に、河川で123地点、湖沼で3地点において水質調査を実施しました。

全シアン、カドミウム等の人の健康の保護に関する項目（27項目）については、96地点で採水し分析した結果、すべての地点で環境基準を達成・維持していました。

pH（水素イオン濃度）、D0（溶存酸素量）等の生活環境の保全に関する項目（5項目）については、類型ごとに基準が定められています。令和3年度の環境基準適合率（総検体数に占める適合検体の割合）は87.1%でした。

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定しますが、令和3年度におけるBODの達成率は97.1%で、令和2年度の全国河川の達成率93.5%を上回っています。



備考) 県環境管理課調べ